（異議の申立ての記載等・法第五十条等）

第四十八条　公判期日における証人の供述の要旨の正確性又は公判調書の記録の正確性についての異議の申立てがあつたときは、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立てについての裁判長の意見を調書に記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

（調書への引用）

第四十九条　調書には、書面、写真その他裁判所又は裁判官が適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添付して又はファイルに記録して、これを調書の一部とすることができる。

（調書の記録事項別の記録）

第四十九条の二　調書は、記録事項により区分してファイルに記録することができる。この場合には、調書が一体となるものであることを当該調書上明らかにしておかなければならない。

（被告人の公判調書の閲覧・法第四十九条）

第五十条　弁護人のない被告人による公判調書の内容を表示したものの閲覧又はその内容を再生したものの視聴は、裁判所においてこれをしなければならない。

2　前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないときにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記官がこれをしなければならない。

（公判調書のファイルへの記録・法第四十八条等）

第五十二条　法第四十八条第四項ただし書の規定により公判調書をファイルに記録した場合には、その公判調書の記録の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書をファイルに記録すべき最終日にこれをファイルに記録したものとみなす。

（公判準備における証人等の尋問調書）

第五十二条の二　公判準備において裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合の調書については、被告人又は弁護人が尋問に立ち会い、かつ、立ち会つた訴訟関係人及び供述者が同意したときは、次に掲げる手続によることができる。

一　証人その他の者の尋問及び供述の記載又は記録に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載し、又は記録すること。

［二　略］

2　前項各号に掲げる手続によつた場合には、その調書に訴訟関係人及び供述者が同意した旨を記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる手続による調書が整理されていない場合（調書を電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、ファイルに記録されていない場合）において、検察官、被告人又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の面前で、証人その他の者の供述の要旨を告げなければならない。

4　前項の場合において、検察官、被告人又は弁護人が供述の要旨の正確性について異議を申し立てたときは、裁判所書記官は、申立ての年月日、その要旨及びその申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載し、又は記録しなければならない。

（異議の申立の記載・法第五十条等）

第四十八条　公判期日における証人の供述の要旨の正確性又は公判調書の記載の正確性についての異議の申立があつたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立についての裁判長の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

（調書への引用）

第四十九条　調書には、書面、写真その他裁判所又は裁判官が適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添附して、これを調書の一部とすることができる。

（調書の記載事項別編てつ）

第四十九条の二　調書は、記載事項により区分して訴訟記録に編てつすることができる。この場合には、調書が一体となるものであることを当該調書上明らかにしておかなければならない。

（被告人の公判調書の閲覧・法第四十九条）

第五十条　弁護人のない被告人の公判調書の閲覧は、裁判所においてこれをしなければならない。

2　前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないときにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記官がこれをしなければならない。

（公判調書の整理・法第四十八条等）

第五十二条　法第四十八条第三項ただし書の規定により公判調書を整理した場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

（公判準備における証人等の尋問調書）

第五十二条の二　公判準備において裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合の調書については、被告人又は弁護人が尋問に立ち会い、且つ立ち会つた訴訟関係人及び供述者が同意したときは、次の例によることができる。

一　証人その他の者の尋問及び供述の記載に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載すること。

［二　同上］

2　前項各号の例によつた場合には、その調書に訴訟関係人及び供述者が同意した旨を記載しなければならない。

3　第一項第二号の例による調書が整理されていない場合において、検察官、被告人又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の面前で、証人その他の者の供述の要旨を告げなければならない。

4　前項の場合において、検察官、被告人又は弁護人が供述の要旨の正確性について異議を申し立てたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立についての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。